

第155回定時株主総会第4号議案に関する追加補足説明

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、株主の皆様に対し、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services, Inc. (以下「ISS」といいます。)が、2020年6月19日に開催を予定しております当社第155回定時株主総会の第4号議案(監査役2名選任の件)の一部候補者につきまして、独立性が十分に確保されていないとして、反対推奨を行っているとの情報を入手いたしました。

当社の見解についてすでに説明させておりますが、追加して補足説明をさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、本補足説明をご一読の上、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

敬具

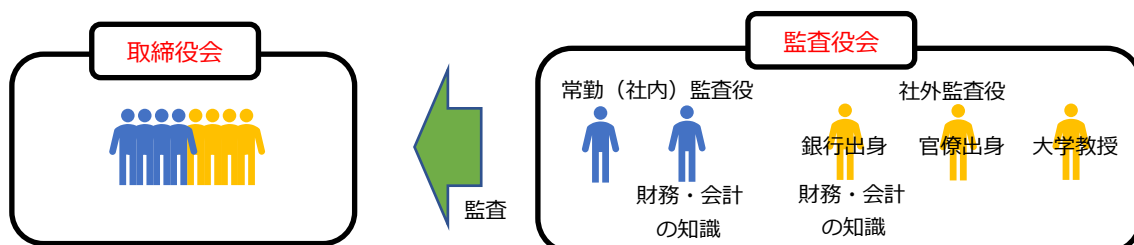
記

1. 第4号議案 監査役2名選任の件 監査役候補者 寺西正司氏について

同氏は、株式会社UFJ銀行の代表取締役として企業経営に携わった豊富な知識・経験や財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当事業年度においても、取締役会、監査役会および代表取締役の諮問機関である経営・指名・報酬諮問委員会のすべてに出席のうえ、これらの知識・経験および知見に基づく有益な意見を表明しており、当社のコーポレートガバナンスの向上に大きく寄与しております。

また、第4号議案が可決された場合、社外監査役として同氏、官僚出身である豊田正和氏、大学教授である白木三秀氏がメンバーとなります。このような多様な専門家で構成される監査役会において、取締役会の監督機能やコーポレートガバナンスの強化を実現できると考えています。

以上から、当社が第4号議案において同氏を再任候補者とする経営体制が、コーポレートガバナンスに資するベストな布陣であると考えています。



多様な専門家で構成される監査役会において

取締役会の監督機能やコーポレートガバナンスの強化を実現

2. 反対推奨に対する当社の考え

I S Sは、当社が政策保有を目的として保有する株式（有価証券報告書掲載の「保有目的が純投資以外の目的である投資株式」）の発行体である、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび傘下である株式会社三菱UFJ銀行（以下総称して「同社グループ」といいます。）の出身者であることのみをもって、同氏の独立性に欠けると指摘し、同氏の選任に対して反対を推奨しているようです。しかしながら、会社法では自社に勤務経験のある者ですら10年間のクーリング・オフ期間を経れば社外役員に就任できるものであり、上述の考え方は同氏が同社グループの業務執行者であった時から10年以上経過している点を適切に考慮しないものであると考えております。

また、当社は、株式会社三菱UFJ銀行を主とした総合金融取引による支援が当社グループのグローバルでの事業活動の発展拡大に寄与することを目的に同社の株式を保有しておりますが、当社は政策保有株式に関する考え方を開示し、これに基づき経理財務担当部署が同社グループに対する議決権を行使しています。加えて、前述のとおり同氏は同社グループの業務執行者であった時から10年以上経過していることを踏まえると、同氏が同社グループの出身であることが当社の経営に与える影響はないものと考えております。

以上